

報道機関 各位

小学校特別支援学級担任による小学校教員免許状未所持案件について

1 対象校 北九州市立小学校（若松区）

2 対象者 40歳代 教諭

保有免許状：特別支援学校教諭二種（知的、肢体不自由、病弱）

中学校・高等学校一種（家庭科）、司書教諭

※小学校教諭免許状は保有していない。

3 概要

上記教諭が小学校における特別支援学級（知的障害）で担任を務めていたにもかかわらず、小学校教諭免許状を保有していなかったことが判明した。免許制度上、小学校の特別支援学級において、すべての教科の学習指導を行うには、小学校教諭免許状が必要であった。（参考：別紙「教員の保有免許状の指導可能範囲」）

4 原因

当該教諭は特別支援学校小学部において6年間勤務した後、平成31年4月に当該小学校に異動したが、教育委員会において、特別支援学校教諭免許状があれば小学校の特別支援学級においても担任・指導が可能であると誤認していた。免許状の制度解釈の誤りと確認不足が重なり、本件が発生した。（本件ミスが発生したのは、平成31年3月のこと）

5 発覚の経緯

令和7年3月、人事異動に向けた免許状の確認作業中に、教職員課にて対象教諭の小学校教諭免許状が確認できないことに気づいた。文部科学省より「小学校の特別支援学級において、すべての教科の学習指導を行うには、特別支援学校教諭免許状ではなく、小学校教諭免許状が必要」との回答があり、本件が正式に発覚した。

6 勤務実態等

- ・平成25年度～ 市立特別支援学校小学部にて勤務
- ・平成31年度 本件対象の小学校へ異動、以降6年間（～令和6年度）、特別支援学級（知的障害）担任を務める
- ・該当期間中、9名の児童を担当
- ・免許状に不備があった場合であっても、実際に教育課程に基づいて指導が行われていた場合には、その授業は有効とみなされる（文部科学省の見解）

7 今後の対応等

- ・異校種間の異動、過去6年253件分について調査し、不備がないことを確認
あわせて本年度、全教員5,152名についても調査し、不備がないことを確認
- ・再発防止のため、教育委員会事務局での免許状確認手続及び免許制度に関する研修
強化に加え、各学校長に対して免許制度の周知及び所属教員の免許状確認を依頼
- ・該当期間中に担当した児童（9名）の保護者に対して、経緯説明と謝罪を行った

【問い合わせ先】教育委員会教職員課 課長：岡本 TEL：093-582-2372
